

東京医科 歯科大学	東京医科 歯科大学	東京医科 歯科大学
東京外国 語大学	外国語 学部	医学部
	東京医科 歯科大学	

同表「橋大学の項中」「法学社会学部」を「法学部」に、同表静岡大学の項を「社会学部」に、同表名古屋大学「工学部」を「工学部」に、同表名古屋大学「農学部」に、同表名古屋大学「中」

屋大学の項中「工学部」を「工学部
農学部」
に、同表大阪大学の項中「医学部」を
「医学部
歯学部」に、同表徳島大学の項中「医

学部」を「医学部薬学部」に改め、同條の次に次の一條を加える。

(国立短期大学の名称及び位置等)

第三條の二 国立短期大学の名称及び

び位置は、左表の通りとし、その国立短期大学は、同表下欄に掲げる国立大学に併設されるものとする。

国立短期大学の名称	位 置	上欄の国立短期大学を併設する国立大学の名称
名古屋工業大学短期大学部	愛知 県	名古屋大学
京都工業繊維大学工業短期大学部	京 都 府	京都工業繊維大学
九州工業大学短期大学部	福 岡 県	九州工業大学
長崎大学商科短期大学部	長 崎 県	長崎大学

第四條の表中

四條の表中					
東京教育大学		光学研究所		東京都	
東京医科大学 東京教育大学		齒科材料研究所 光学研究所		東京都 東京都	
		歯科材料に関する学理及びその応用の研究		光学に関する学理及びその応用の研究	

— R.

京都大学		化学研究所 人文科学研究所 結核研究所 工学研究所 木材研究所 食糧科学研究所 微生物病研究所 産業科学研究所 普響科学研究所	大阪大学		化学研究所 人文科学研究所 結核研究所 工学研究所 木材研究所 食糧科学研究所 微生物病研究所 産業科学研究所 普響科学研究所
京都府		化学に関する特殊事項の学理及びその応用の研究 世界文化に関する人文科学の総合研究 結核の予防及び治療に関する学理及びその応用の研究 工学に関する学理及びその応用の総合研究	大阪府		化学に関する特殊事項の学理及びその応用の研究 世界文化に関する人文科学の総合研究 結核の予防及び治療に関する学理及びその応用の研究 工学に関する学理及びその応用の総合研究 木材に関する学理及びその応用の研究 食糧の生産、加工、利用及び貯蔵に関する研究 微生物病に関する学理及びその応用の研究 自然科学に関する特殊事項で、産業に必要なものの基礎的学理及びその応用の研究 音響に関する学理及びその応用の研究

朱

に改める。

第五條を次のように改める。

(学部附属の学校又は教育研究施設)

第五條 国立大学の学部、左表の通り、附屬の学校、教育施設又は研究施設を置く。

大阪大学	木材研究所 食糧科学研究所 防災研究所 微生物研究所 産業科学研究所	大阪府	木材に関する学理及びその応用の研究 食糧の生産、加工、利用及び貯蔵に関する研究 災害に関する学理及びその応用の研究 微生物病に関する学理及びその応用の研究 自然科学に関する特殊事項で、産業に必要なものの基礎的学理及びその応用の研究
岡山大学	放射能泉研究所	鳥取県	放射能泉に関する学理及びその応用の研究
岡山大学	温泉研究所	鳥取県	温泉に関する学理及びその応用の研究
九州大学	温泉治療学研究所 流体工学研究所 弾性工学研究所 産業労働研究所 生産科学研究所	福岡県	温泉治療学に関する学理及びその応用の研究 流体に関する工学の学理及びその応用の研究 弾性工学に関する学理及びその応用の研究 産業労働に関する総合研究 産業に関する基礎的及び応用的研究
九州大学	温泉治療学研究所 応用力学研究所 産業労働研究所 生産科学研究所	大分県 福岡県	温泉治療学に関する学理及びその応用の研究 流体及び弾性体に関する工学の学理及びその応用の研究 産業労働に関する総合研究 産業に関する基礎的及び応用的研究

12

を

三

を

大学の名称	学部	学校、教育施設又は研究施設
北海道大学	理学部	臨海実験所
北海道大学	医学部	病院、病院分院、看護学校
北海道大学	農学部	植物園、農場、演習林
北海道大学	学芸学部	小学校、中学校
帯広畜産大学	畜産学部	農場
弘前大学	教育学部	小学校、中学校、幼稚園
弘前大学	医学部	病院、看護学校
弘前大学	教育学部	小学校、中学校、幼稚園
岩手大学	農学部	農場、演習林
岩手大学	教育学部	小学校、中学校、幼稚園
岩手大学	理学部	臨海実験所
東北大学	医学部	病院、病院分院、看護学校
東北大学	農学部	農場、演習林
東北大学	学芸学部	小学校、中学校、幼稚園
秋田大学	学芸学部	地下資源研究施設
山形大学	教育学部	小学校、中学校、幼稚園
山形大学	農学部	農場、演習林
福島大学	学芸学部	小学校、中学校
茨城大学	教育学部	小学校、中学校
宇都宮大学	学芸学部	小学校、中学校、幼稚園
宇都宮大学	農学部	農場、演習林
群馬大学	学芸学部	小学校、中学校、幼稚園
群馬大学	医学部	病院、看護学校、内分泌研究施設
埼玉大学	教育学部	小学校、中学校、幼稚園
埼玉大学	教育学部	小学校、中学校、幼稚園

千葉大学	医学部	病院、看護学校
千葉大学	園芸学部	農場
千葉大学	教育学部	中学校、高等学校
千葉大学	理学部	臨海実験所、植物園
千葉大学	医学部	病院、病院分院、看護学校
千葉大学	工学部	総合試験所
千葉大学	農学部	農場、演習林、水産実験所
東京大学	工学部	農場、演習林
東京大学	医学部	病院、病院分院、看護学校
東京大学	歯学部	病院
東京大学	学芸学部	小学校、中学校、幼稚園
東京農工大学	農学部	農場、演習林
東京農工大学	繊維学部	農場
東京農工大学	教育学部	盲学校、ろう学校、特殊教育教員養成施設
東京農工大学	理学部	臨海実験所
東京農工大学	農学部	農場、演習林
東京工業大学	工学部	高等学校
東京工業大学	水産学部	実験実習場
東京工業大学	学芸学部	小学校、中学校
横浜国立大学	教育学部	小学校、中学校、幼稚園
新潟大学	医学部	病院、看護学校
新潟大学	農学部	農場、演習林
富山大学	教育学部	小学校、中学校、幼稚園
金沢大学	教育学部	小学校、中学校、幼稚園
金沢大学	医学部	病院、看護学校
福井大学	学芸学部	小学校、中学校
山梨大学	工学部	はつ、酢化学研究施設
山梨大学	学芸学部	小学校、中学校、幼稚園

信州大学	教育学部	小学校、中学校
	医学部	病院、看護学校
	農学部	農場、演習林
	纖維学部	農場
岐阜大学	学芸学部	中学校
	農学部	農場、演習林
商船学校	商船学部	船舶運航研究施設
静岡大学	教育学部	小学校、中学校、幼稚園
	工学部	電子工学研究施設
名古屋大学	理学部	臨海実験所
	医学部	病院、病院分院、看護学校
愛知学芸大学	学芸学部	小学校、中学校、幼稚園
	学芸学部	小学校、中学校、幼稚園
三重大学	農学部	農場、演習林
滋賀大学	学芸学部	小学校、中学校
	理学部	臨海実験所、臨湖実験所、火山温泉研究施設
京都大学	医学部	病院、看護学校
	農学部	農場、演習林
京都学芸大学	学芸学部	小学校、中学校、幼稚園
京都工芸纖維大学	纖維学部	農場
大阪大学	医学部	病院、病院分院、看護学校
大阪学芸大学	学芸学部	小学校、中学校、幼稚園
神戸大学	教育学部	小学校、中学校、幼稚園
	学芸学部	小学校、中学校、幼稚園
奈良学芸大学	学芸学部	小学校、中学校、幼稚園
和歌山大学	学芸学部	小学校、中学校
鳥取大学	医学部	病院、看護学校

島根大学	農学部	農場、演習林
	教育学部	小学校、中学校
岡山大学	教育学部	小学校、中学校、幼稚園
	医学部	病院、病院分院、看護学校
	農学部	農場、演習林、農学研究施設
広島大学	教育学部	小学校、中学校、幼稚園
	理学部	臨海実験所
山口大学	教育学部	小学校、中学校
	農学部	農場
徳島大学	学芸学部	小学校、中学校、幼稚園
	医学部	病院、看護学校
香川大学	学芸学部	小学校、中学校、幼稚園
	教育学部	小学校、中学校、幼稚園
愛媛大学	教育学部	小学校、中学校
高知大学	農学部	農場
	医学部	病院、看護学校
九州大学	農学部	農場、演習林、水産実験所
福岡学芸大学	学芸学部	小学校、中学校
	教育学部	小学校、中学校
佐賀大学	教育学部	小学校、中学校、幼稚園
	医学部	病院、病院分院、看護学校
長崎大学	教育学部	小学校、中学校、幼稚園
	医学部	病院、看護学校
熊本大学	学芸学部	小学校、中学校、幼稚園
大分大学	学芸学部	小学校、中学校
宮崎大学	農学部	農場、演習林

鹿児島大学

教育学部	小学校、中学校、幼稚園
農学部	農場、演習林

2 前項の学校、教育施設及び研究施設の名称及び内部組織は、文部省令で定めるものを除く外、当該大学が定める。

第七條を削り、第八條を第七條とし、第九條を次のように改める。

(名称及び位置等)

第八條 国立高等学校の名称、位置及びその国立高等学校に包括される学校は、左表に掲げる通りとする。

国立高等学校の名称	位 置	学校教育法第九十八條の規定による学校で、上欄の国立高等学校に包括されるもの
仙台電波高等学校	宮城県	
訖間電波高等学校	香川県	
熊本電波高等学校	熊本県	
富山商船高等学校	富山県	富山商船学校
鳥羽商船高等学校	三重県	鳥羽商船学校
広島商船高等学校	広島県	広島商船学校
大島商船高等学校	山口県	大島商船学校
弓削商船高等学校	愛媛県	弓削商船学校

第四章を削り、第五章を第四章とし、第六章を第五章とする。

第十三條中「及び第五項」を削り、第十二條を第九條とし、以下三條ずつ繰り上げる。

附則第三項中「第三條に規定する大学は、」を「国立大学及び国立高等学校は、」に、「並びに第三條に規定する大学」を「並びに国立大学」に改め、附則第五項を削り、附則第六項を附則第五項とし、附則第七項中「国立大学」を「国立大学及び国立高等学校」に改め、同項を附則第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7 国立短期大学に置かれる職員の定員は、それぞれその国立短期大学を併設する国立大学の職員の定員に含まれるものとする。

附則第八項を次のように改める。

8 左に掲げる国立大学の学部、昭和二十八年三月三十一日まで、附属の高等学校を置く。

- 静岡大学教育学部
- 愛知学芸大学教育学部
- 三重大学教育学部
- 島根大学教育学部
- 岡山大学教育学部
- 山口大学教育学部
- 鹿児島大学教育学部

附則第九項中第十二條及び前項を「第九條」に改め、附則第十二項を削り、附則第十三項を附

則第十二項とし、附則第十四項から附則第十六項までを削り、附則第十七項を附則第十三項とする。

別表第一を次のように改める。

(別表第二)

国立大学の名称	大学に置かれる職員の定員
北海道大学	二、五三四人
北海道学芸大学	六八六八
室蘭工業大学	一六二八
小樽商科大学	一〇一人
帯広畜産大学	一五四八
弘前大学	九三〇人
岩手大学	五九四八
東北大学	三、九七五八
秋田大学	四九四八
山形大学	六二七八
福島大学	四二四八
茨城大学	五七四八
宇都宮大学	四六八八
群馬大学	九九四八
埼玉大学	三四七八
千葉大学	一、五七三八
東京大学	五、八二四八
東京医科歯科大学	九二七八
東京外国語大学	一一九八
東京学芸大学	九一七八
東京農工大学	三三三八
東京芸術大学	二九二八
東京教育大学	一、一三二八

東京工業大学	九八一人
お茶の水女子大学	三一八人
電気通信大学	一五〇人
一橋大学	三三二人
東京水産大学	三三三人
横浜国立大学	六二六人
新潟大学	一、五二八人
富山大学	四九〇人
金沢大学	一、六七三人
福井大学	三七七人
山梨大学	四〇八人
信州大学	一、三六七人
岐阜大学	四四八人
商船大学	二五一人
静岡大学	八〇二人
名古屋大学	一、九〇八人
愛知学芸大学	五七九人
名古屋工業大学	二四四人
三重大学	四六七人
滋賀大学	三〇三人
京都大学	三、四一人
京都学芸大学	三三〇人
京都工芸繊維大学	三四五人
大阪大学	二、六〇三人
大阪外国語大学	一〇二人
大阪学芸大学	六五六人

神戸大学	一、〇一三人
奈良学芸大学	二五七人
奈良女子大学	二三六人
和歌山大学	三二七人
鳥取大学	八八五人
島根大学	三五二人
岡山大学	一、四一七人
広島大学	一、三六八人
山口大学	七一三人
徳島大学	九六一人
香川大学	三六四人
愛媛大学	五五七人
高知大学	三七二人
福岡学芸大学	四八二人
九州大学	二、九〇五人
九州工業大学	二三四人
佐賀大学	三三〇人
長崎大学	一、一七一人
熊本大学	一、四三七人
大分大学	三六〇人
宮城大学	四八五人
鹿児島大学	八二五人

別表第二を次のように改める。
(別表第二)

国立高等学校の名称	高等学校に置かれる職員の内定員
仙台電波高等学校	四六人
詫間電波高等学校	六三人

熊本電波高等学校	五二人
富山商船高等学校	五一人
鳥羽商船高等学校	五一人
広島商船高等学校	五〇人
大島商船高等学校	五一人

弓削商船高等学校 五〇人

別表第三を創る。
附則

- この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。
- 第三條の改正規定により廃止された学校の職員は、別に許命を發せられないときは、昭和二十六年三月三十一日限り職員の身分を失うものとする。

○水谷政府委員 たいだいま議題となりまして、国立学校設置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、国立大学の学部、附置研究所、学部附属の学校及び教育研究施設の新設、合併、国立短期大学校の新設並びに国立大学に包括された旧制の諸学校の廃止等につきまして、所要の規定を設けるとともに、国立学校に置かれる職員の定員を、昭和二十六年度予算に定められた定員に合致させるため、国立学校設置法の一部を改正するものでございます。

次に、その内容の骨子を、法案の順を追うて簡単に申し上げます。

改正の第一点は、国立大学に包括されて、ただ旧制の生徒がまだ在学しておるために、課程として残つていた旧制の学校のうち、募集停止によつて昭和二十五年限り、職員及び生徒の定員がなくなるものを廃止いたしました。これによつて廃止される学校は三年制の専門学校、師範学校等百六十四校であります。なお、昭和二十六年以降も存続するものは、旧制の大学、四年制の専門学校及び高等師範学校等五十五校であります。

改正の第二点は、国立大学の施設、その学校の施設、名称変更等に関するものであります。

ものであります。東京医科大学が、明年度から新制の医学部及び歯学部を持つ大学となつたこと、第二に、千葉大学の工学部が、工学部と名称及び組織を変更したこと、第三に、静岡大学及び名古屋大学農学部を新設したこと、第四に、一橋大学の法学社会科学部と社会学部を新設したこと、第五に、大阪大学の歯学部及び徳島大学の薬学部を新設したことでありまして、いずれも大学設置審議会に諮つて、二十六年からの開設を適当と認められたものであります。

改正の第三点は、名古屋工業大学短期大学部外三つの国立短期大学の施設に関するものであります。これはいづれも夜間に授業を行うものであります。勤労青年の進学の希望にこたへようとするものであります。

改正の第四点は、大学附置研究所の新設、合併等に関するものであります。新設、合併等に関するものであります。東京医科大学歯科材料材料研究所及び京都大学防災研究所の新設、その他の附置研究所について、統合または名称変更を行いました。

改正の第五点は、国立大学の学部附属の学校その他の教育研究施設の整備に関するものであります。そのおもなものは、従来旧制の師範学校、養成諸学校に置かれていた附屬学校を、師範学校廃止に伴ひまして、国立大学の

教員養成関係の学部の附屬学校としたこととあります。

改正の第六点は、国立学校に置かれる職員の定員を、昭和二十六年度予算に合せて改正したこととあります。改正後の定員は、国立学校を通じて六万二千六百名となり、前年当初より五百八十一名の増員となつております。これは、第九国会で成立した法律第二百六十九号によつて、運輸省から五つの商船高等学校が移管されたことに伴う二百五十三名の定員増のほか、県立学校の合併、六つの医科大学の学年進行等の増員と、昨年国立学校設置法の改正後に成立した行政機関職員定員法の改正による減員等を差し引いた結果、結局国立学校を通じて五百八十一名の増加となつたものでございます。

最後に国立教育学校及び国立ろう教育学校を廃止して、東京教育大学の特殊教育に関する講座としたことに伴ひ、第四章の規定を削除する等、関係條文を整理いたしました。

以上申し上げましたのが、本法案の提案理由及び内容の概要でございます。どうか十分御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○稲田政府委員 国立学校設置法の一部を改正する法律案の内容につきまして、これは、たいだいまの提案理由の説明にお

いて要を盡されておりますが、ただ私はこの法律案の中において、たいだいま申し上げました内容が、いかにあんばいせられておるかということだけを御説明申し上げたいと存じます。

ごらんいただきます法律案の一番最初は、第二條の改正でございます。これは国立教育学校及びろう教育学校が、本年度限り廃止されるという点についての改正でございます。

第三條の初めの方に、専門学校、師範学校、青年師範学校の名前を羅列いたしておりますのは、この三月限りこのした学校が廃止になる関係で、條文を削除いたしたのであります。

同條の改正の中ごうから、学部の新設、名称の変更が現われて参ります。が、まず第一に、千葉大学の工学部を工学部に改める。次に東京医科大学が学年進行の関係で新制大学への転換が遅れておりましたが、本年四月から新制大学として充足する規定であります。さらに一橋大学の法学社会科学部と法学部、社会学部にわけること、静岡大学に県立の農科大学を移管いたしました。農学部を新設し、名古屋大学に農学部を新設する、大阪大学の歯学部に属しておりました歯学科を独立せしめて歯学部を創設する、徳島大学の医学部に属しておりました製薬科をもといたしまして、同大学に薬学部を

新設するといふような規定を設けております。

第三條の二を新たに設けましたのは、先ほど申し上げましたように、四つの大学に夜間の短期大学を新設する規定でございます。

第四條は、大学附置研究所の規定でございます。この中に研究所の新設といたしまして東京医科大学に歯科材料研究所、京都大学に防災研究所を新設いたしますとともに、大阪大学に新設いたしますとともに、大阪大学に新設いたしました産業科学研究所、音響科学研究所を合せまして産業科学研究所とし、岡山大学の放射能泉研究所を温泉研究所と名称を変更し、九州大学の流体工学研究所と弾性工学研究所を応用力研究所と改める規定をここに設けております。

第五條は、非常に多くの小学校、中学校、幼稚園の名前が載つておりますのは、従来師範学校ないしは青年師範学校に属しておりました附屬学校が、師範学校、青年師範学校の廃止と同時に、学部の附屬施設になるという規定でございます。

それから研究施設として新たに設けられましたのは、群馬大学における内分泌研究施設、東京教育大学における特別教育教員養成施設及び岡山大学の農学部研究施設でありまして、研究施設の名称変更は京都大学における火山温泉

研究所を研究施設と改めた点でございます。さらに第八條として現われて参りますのは、これはただ配列を変更したにとどまつておるのであります。

第四章全章を削りましたのは、国立盲教育学校、国立ろう教育学校が、東京教育大学の一つの課程となりましたに伴う廃止でございます。

附則七項の改正は、設けられました短期大学の定員は、それ／＼の大学の職員の定員に包含されるという趣旨、八項は、従来青年師範学校に属しておりました定時制の高等学校が、青年師範が廃止せられるに伴ひまして将来は廃止になるのであります。また在学生があるという関係上、さしあたり学部は属せしめてこれを存置するという趣旨の改正でございます。

それから別表につきましては、先ほど御説明申し上げましたように、予算に伴います定員の変更、すなわち前年度より五百八十一人ふえまして、六万二千六百人というように、その数を改めておるわけであります。

それからさらに附則といたしまして、この法律は、明年度開始と同時に実施しなければならぬ性質でありますので、昭和二十六年四月一日から施行する旨を規定いたしますとともに、第二項といたしましては、この改正規定によつて廃止された学校の職員は、別に辞令を発せられないときは、昭和二十六年三月三十一日限り職員の身分を失うという意味を規定いたしました次第でございます。

以上概略の御説明を申し上げます。

○長野委員長 次に、宗教法人法案について公聴会を開くかどうかについて御相談いたしたいと思ひますが、この際公聴会の開会の要否及び時期、人選等につきまして、御意見のある方はございせんか。――別に御意見もないものとみなして、理事諸君と御相談の結果、宗教法人法案について公聴会の開会承認要求書を議長に提出することに理事会で協議がととのいましたが、本委員会として承認要求書を衆議院規則第七十七條により議長に提出することに決するに御異議ございせんか。

○長野委員長 御異議なしと認めます。よつて承認要求書を提出するに決しました。

次に、ただいま承認を得ましたので、次の公聴会開会報告書を議長に提出したいと存じます。

公聴会開会報告書
一、公聴会を開く議案 宗教法人法案(内閣提出第五一号)
一、意見を聞く問題 宗教法人法案について

一、公聴会の日時
昭和二十六年三月十九日 午前十時
右によつて公聴会を開くに決したから衆議院規則第七十九條により報告する。

昭和二十六年三月六日
文部委員長 長野 長廣
衆議院議長 幣原喜重郎殿
ただいま朗讀いたしました開会報告書を提出するに決するに御異議ございせんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○長野委員長 御異議なしと認めます。よつてさうに決しました。

なお人選等については、理事と御相談の上決したいと存じますから、委員長に御一任願ひます。

○小林(信)委員 今の問題で、十九日一日でいいかどうか、これは相当研究する余地があると思うのです。相当希望者が多いのじやないかと思ひますが、どうですか。

○長野委員長 その点は、午前午後で五時間あれば、一日で十分だと思ひます。

○長野委員長 次に、日程を追加し、職業教育に関する件を議題といたします。

右件に関連する産業教育に関して、参考人を招致して意見を聴取することにしたと存じますが、参考人より意見を聴取することに決するに御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○長野委員長 御異議なしと認めます。よつて参考人より意見を聴取することに決しました。

なお期日、人選等については、理事と御相談の上決したいと存じますから、委員長に御一任を願ひたいと存じますが御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○長野委員長 御異議なしと認め、さうに決しました。

本日はこれにて散会いたします。
午後零時五分散会

第十回国会衆議院文部委員会議録
第一号中正誤

頁	段	行	誤	正
二	二	四	「但し、命令及び監督をけるは前に行に続かない。」	
二	一	行	達成	結成
二	二	三	第六十六條	第十六條